

# HUBB サービス契約約款（有料プラン）

## 第1条（本約款の適用）

株式会社ファイバーゲート（以下「当社」といいます）は、「HUBB サービス契約約款（有料プラン）」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対して HUBB サービス（有料プラン）（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

## 第2条（約款の変更）

- 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

## 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 電気通信設備	本サービスの提供に必要な機械類、配線類、その他電気的設備
② HUBBサービス	広帯域回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を当社が一括して行い、集合住宅の所有者、又は管理会社（分譲マンションの場合は、管理組合を含む）へ提供される集合住宅向けの電気通信サービス
③ HUBBアップグレードサービス	HUBBサービスに比べ通信速度を向上させた有料プラン。HUBBサービス対象物件の居住者が、戸別に当社へ申込み、当社が契約者へ有料にて提供するサービス
④ 本契約	本約款に基づき、契約者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約
⑤ 契約者	当社と本サービスの導入・利用について当社に申し出を行い、契約を締結した契約物件の居住者
⑥ 契約者回線	HUBBサービス契約に基づいて当社が提供する電気通信回線
⑦ 契約物件等	本サービスが導入される居住用建物等

⑧ 利用者	本サービスが導入される契約物件等に居住し、本サービスに接続し通信を行う者
⑨ 遠隔監視	当社が本約款に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
⑩ 申込書等	本約款を確認・同意のうえ、契約者が当社に提出する本サービスの導入・利用を申し出るための書面であり、名称の如何を問わない
⑪ 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
⑫ 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

#### 第4条（本サービスの提供方式）

本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあります。

#### 第5条（契約の成立）

1. 本サービスの契約は、利用希望者が本約款および当社所定の重要事項を記載した申込書等（以下「本約款等」といいます）の内容に同意したうえで当社の別途定める手続に従い申込みをし、当社が送付する「HUBB サービスお申込み内容のご案内」を契約者が受領した時点で契約が成立するものとします。
2. 当社は開通日（当社が回線設定を完了し本サービスの提供を開始した日）及び課金開始日を、当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。なお、課金開始日は開通日の翌月1日とします。

#### 第6条（契約の単位）

当社は、契約物件内の1戸ごとに1つの本契約を締結します。

#### 第7条（お申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、専用Webサイトにおいて当社所定の契約申込書に当社の定める事項を入力し当社に提出していただきます。

#### 第8条（お申込みの承諾）

1. 本サービスの申込みがあったときは、当社が受けた順に従い、お申込みを承諾するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することができます。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。

2. 当社は、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
  - (2) 本サービスの提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。
  - (3) 申込者が月額利用料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき
  - (5) 第27条（契約者の協力及び義務）の規定に違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
  - (6) その他本サービス提供が困難であると判断したとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
  - (7) 当社が不適当と判断する合理的な理由がある場合。

#### **第9条（本サービスの利用）**

1. 本サービスの利用開始時には、当社が設置した端末設備に記載する本サービスへの接続方法をもとに利用者登録が必要となり、日本国内において技術基準適合証明書等を受けた端末のみ利用することができるものとします。
2. 利用者は、本サービスを第三者へ再販売もしくは提供することができないものとします。
3. 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えていたり利用者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

#### **第10条（契約者の氏名等の変更）**

1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出させていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

#### **第11条（契約者の地位の承継）**

相続により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社へ通知するものとし、本サービスの解約手続きを行うものとします。

#### **第12条（その他の契約内容の変更）**

1. 当社は、契約者から請求があり、当社が承諾したときは契約内容の変更を行います。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条（お申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

### **第13条（本サービスの契約期間）**

1. 本サービスの契約期間は、契約開始日から1年間とします。ただし、申込書等において異なる取り決めをした場合はこの限りではありません。
2. 本サービスの契約期間が満了する3ヶ月前までに、契約者または当社のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合、同一の条件にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### **第14条（本サービスの中止・中断）**

1. 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合、又は不可抗力（天災、地震、火災等）による場合を除き、契約者は月額利用料金の支払義務を負うものとします。
  - (1) 電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合
  - (2) 契約者が当社に対する支払を遅滞した場合
  - (3) 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
  - (4) 電気通信設備に異常が発生し、本サービスの円滑な提供に支障がある場合に、第27条（契約者の協力及び義務）第2項に定める当社が行う検査を受けることを契約者が拒んだ場合
  - (5) 第27条（契約者の協力及び義務）第2項に定める検査の結果、推奨のセキュリティ設定や最新のファームウェアバージョンの適用など（以下「技術基準等」といいます）に適合していると認められない電気通信設備を、契約者がインターネット回線から切り離さなかった場合
  - (6) 本サービス導入物件等の所有者の都合によりサービスを停止する場合
  - (7) その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止もしくは中断が必要と判断した場合
2. 前項により本サービスの提供を中止もしくは中断しようとする場合、当社は必要に応じ契約者に対して、事前に本サービスを中止もしくは中断する旨の通知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止もしくは中断した場合、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合、必要な措置に費用が発生する場合については契約者の負担とします。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての月額利用料金の支払いは免れないものとします。

### **第15条（通信の制限）**

- 当社は、通信が著しく輻輳（ふくそう）するときは、特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 当社は、一の通信について、通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 当社は、本条に規定する通信の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### **第16条（通信速度の非保証）**

当社は、HUBB サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める HUBB サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、自営端末設備、自営電気通信設備を含めたネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

#### **第17条（本サービスの利用取り止め）**

契約者は、本サービスの契約物件等からの退去等により、本サービスの利用を取り止める場合においては、当社のインターネットサポートセンター（以下「サポートセンター」といいます）へ申し出るものとします。

#### **第18条（月額利用料金及びその他費用）**

当社が提供する本サービスの料金は、月額利用料金とし、申込書等に定めるところによります。

#### **第19条（料金の支払い方法）**

- 契約者は、毎月、当月分の月額利用料金を翌月末日までにお支払いただきます。契約者の月額利用料金のお支払は、契約者が当社の指定するクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」）との契約にもとづきクレジットカード会社に毎月継続して立替払いさせる方法によって、お支払いただきます。ただし、当該支払いの費用は契約者の負担といたします。
- 月額利用料金は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- 当社は、必要に応じて、クレジットカード会社に対して契約者の信用確認を行います。

- 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかに契約者にお知らせし、支払期限日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出させていただきます。

## 第20条（遅延利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5 % の割合（閏年も 365 日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第21条（月額利用料金の支払義務）

- 契約者は契約開始日から契約終了日までの期間、月額利用料金を支払うものとします。
- 第14条（本サービスの中止・中断）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の月額利用料金を支払っていただきます。
- 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。

## 第22条（端末設備の保守）

本サービスの利用中に契約者が通信上の異常を発見した場合、端末設備（契約者の各部屋に設置されている機器をいいます）に故障のないことを確認の上、当社に修理または復旧を目的とした保守請求をすることができるものとします。

## 第23条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、当該電気通信設備に対するサイバー攻撃により、当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

## 第24条（保守サービスの内容）

1. 当社は、本サービスの提供開始日から契約期間満了日までの期間について、当社の設置した電気通信設備のうち、当社が所有権を有するもの、利用する権利を有する設備、または当社が契約物件等の所有者に販売または貸与し導入工事を行った機器（以下「対象設備」といいます）について以下のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行うものとします。
  - (1) 電気通信設備の遠隔監視
  - (2) 契約者からの電話等による問い合わせへの対応
  - (3) 対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整
2. 当社は、前項に定める保守サービスについて、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。
3. 本サービスの利用に際し、当社が提供する機器（ルーター等）以外の機器を利用する場合は保守の対象外とし、機器に対して、固定プライベートIPアドレスの設定は行わないものとします。

## 第25条（保守サービスの料金）

前条に定める保守サービスの提供にかかる料金は、契約時に定めた月額利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理および調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これを予め承諾するものとします。

- (1) 契約者および利用者、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- (2) 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理または調整に起因する場合
- (3) 契約者および利用者、その他第三者が故意に対象設備を破損させた場合
- (4) 当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取り付けまたは接続したことに起因する場合
- (5) 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

## 第26条（保守サービス対応・受付時間帯）

1. 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。

電話等による受付対応	平日・土日・祝祭日を含む24時間対応
------------	--------------------

保守サービス対応	平日（年末年始を除く）	10：00～20：00
	土日・祝祭日（年末年始を除く）	10：00～17：00

2. 保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者はこれを予め承諾します。

## 第27条（契約者の協力及び義務）

1. 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力をを行うものとします。
  - (1) 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること
  - (2) 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される電気代等を無償で提供すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
2. 当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備に異常がある場合その本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。
3. 契約者は次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社に通知していただきます。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社に本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用されること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
  - (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
  - (6) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）

- の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)を行わないこと。
- (7) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (8) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。
4. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

## 第28条(契約者以外の者の利用に係る義務)

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

## 第29条(契約者が行う本契約の解約)

1. 契約者は、本サービスのお申込み後、契約者都合により本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する1ヶ月前までに当社に対して当社所定の方法により告知を行うことにより解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約に基づく本サービスの提供終了時点は、解約手続きが完了した月の末日を終了時点とします。
3. 契約者が、本サービスの契約物件等から退去したにもかかわらず、第1項の告知を怠ったことにより、退去後本サービスが継続された場合であっても、当社はその期間の月額利用料金を免除しないものとし、契約者は前項に定める解約月までの月額利用料を支払うものとします。

## 第30条(当社が行う本契約の解除)

1. 当社は、第27条(契約者の協力及び義務)及び第29条(契約者が行う本契約の解約)に定める事項に協力せず、または契約者が負う義務に従わない場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、本契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者において、破産その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解除することができます。
3. 当社は、契約物件等の所有者または管理者との間で締結している全戸一括型のWi-Fiサービスの提供に関する契約が終了した場合、本契約を解除することができるものとします。

4. 当社は、前三項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 第1項乃至第2項の規定に従って、契約者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、および第3項により本契約が解除された場合、契約者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

### **第31条（支払い遅滞の措置）**

1. 当社は、契約者が月額利用料金の支払いを遅滞した場合、契約者へ予告なく直ちに本サービスの提供を停止するものとします。
2. 当社は、前項により、本サービスの提供を停止した場合、契約者が当社所定の手続きによりクレジットカードの再登録を完了したことを確認したときに、本サービスの提供を再開するものとします。但し、暦月の25日以降に再登録を完了した場合は、登録完了の翌月1日に本サービスの提供を再開するものとします。
3. 前項による本サービスの再開が暦月の中途になる場合であっても、契約者は再開当月1ヶ月分の月額利用料金を支払うものとします。

### **第32条（損害賠償）**

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下「通信不能状態」といいます）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1ヶ月を30日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。
2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### **第33条（免責）**

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、通信仕様または電気通信設備仕様等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することと

なる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

4. 契約者が本サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
5. 当社は、天災地変、その他不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません（契約者が法人および個人事業主の場合を除く）。

#### **第34条（承諾の限界）**

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が合理的に不適当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。

#### **第35条（他ネットワークの活用）**

1. 契約者は、当社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備、または回線等（国内外を問いません）を経由し、もしくは利用する場合、当該ネットワークの規則等に従うものとします。
2. 契約者による前項に定める事項を原因とするトラブルについては、すべて利用者の責任と負担により解決するものとします。また、当社は、利用者が設置した機器類から、違法なデータの発信、スパムメールの配信または踏み台にされている等の事態を検知した場合には、利用者に通知なく即時に接続を停止する場合があります。

#### **第36条（禁止事項）**

1. 当社は、利用者が本サービスを利用するにあたって、以下の行為を禁止事項と定め、利用者はこれを行わないものとします。
  - (1) 第三者または当社への著作権、商標権等の知的財産等、その他の財産権を侵害する行為
  - (2) 第三者または当社への誹謗または中傷、もしくは名誉または信用を毀損する行為
  - (3) 第三者または当社への詐欺または脅迫行為
  - (4) 第三者または当社に不利益を与える行為
  - (5) 第三者のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為
  - (6) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
  - (7) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で、本サービスを利用

する行為

- (8) 公職選挙法に違反する行為
  - (9) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文章等を送信または表示する行為
  - (10) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (11) 未成年に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信する行為、もしくは収録した媒体その他成人向けの商品等を販売、配布する行為
  - (12) 違法または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒涜的な行為・発言等）
  - (13) その他法令、条約（輸出法令を含みます）等に違反する行為、または違反するおそれのある行為
  - (14) 当社設備、第三者の設備、当社または第三者の業務、もしくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為
  - (15) その他、当社が不適合と認める行為
2. 利用者が前項各号いずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きを踏むことなく、以下の措置を行うことができるものとします。
- (1) 利用者に対し当該行為の中止、修正またはデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること
  - (2) 利用者の表示、発信または蓄積する情報またはデータ等の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く、または削除すること
  - (3) 利用者が本サービスの全部または一部を利用することを停止すること
  - (4) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと

### 第37条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
  - (2) 契約者または当社が法人の場合、その役員、主要な株主その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力であること
  - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること
  - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
2. 契約者または当社が前項の表明保証に反した場合、相手方は催告することなくまた何らの損害賠償義務を負うことなく直ちに契約の全部または一部について期限の利益を失わせ、契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとします。

3. 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

### 第38条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報保護法および関連するガイドライン、または、地方自治体関連の条例等に定める個人に関する情報（以下「個人情報等」といいます）についての規定を遵守し、適法かつ公正な手段を用いて取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に伴い、取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲での使用または保有するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報等については、次の各号に掲げる場合をのぞいて一切使用しないものとします。
  - (1) 利用者に対して、当社または当社委託先の商品・サービスの情報提供のためにダイレクトメール等による案内を行う場合
  - (2) 本サービス向上の目的で個人情報を集計および分析する場合
  - (3) 前号の集計および分析で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合
  - (4) 本サービスの障害、不具合、事故発生の時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合
  - (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
4. 当社は、次に定める法定手続きに則った要請を受領した場合、前項の定めに関わらず、個人情報等を当該公的機関または第三者に開示することができます。
  - (1) 刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合
  - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合
  - (3) 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公的機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合

### 第39条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第40条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

#### **第4 1条（協議）**

1. 契約者および当社は、本約款等に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。ただし、本約款等に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解决できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### **第4 2条（準拠法）**

本約款等の成立、効力、解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。

#### **■ 附 則 ■**

本約款は 2025 年 2 月 1 日より効力を発するものとします。